

令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられた皆様へ
県税の減免等に関するお知らせ

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けられた方には、申告・納期限等の延長、課税額の減免、納税の猶予などの制度があります。詳しくは、問い合わせ先の管轄県税事務所へご相談ください。

●申告・納期限等の延長(※令和3年11月4日更新)

次の指定地域に住所又は主たる事務所・事業所を有する方には、令和3年8月11日から同年11月29日までに到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの(審査請求は除きます。)の提出期限と納付・納入期限の延長については、以下のとおりとします。(期限の延長を受けるための手続きは不要です。)

指定地域	武雄市、大町町
申告等の期限	令和3年11月30日(火曜日)

なお、「個人の県民税」「地方消費税」「県たばこ税(手持品課税に限ります。)」 「自動車税環境性能割(軽自動車税環境性能割を含みます。)」 「自動車取得時に納付する自動車税種別割」「狩猟税」については、今回の期限の延長の対象外ですのでご注意ください。

また、上記の指定地域に該当されない方のうち、今回の豪雨により、申告・納付等が困難な方は個別にご相談ください。

●課税額の減免等

・被害の状況によっては、申立て等により県税の一部(又は全部)が減免される場合があります。

	概要	提出書類							
自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none">災害により自動車を解体した場合や自動車としての機能を喪失した場合には、申立てにより、解体・機能喪失した日の翌月以降の自動車税種別割が減額される場合があります。 <p>*自動車を修理する場合等は以下の項目をご覧ください。</p>	<ul style="list-style-type: none">申立書被災証明書等機能を喪失したことを確認できる書類等(写真等)							
	<ul style="list-style-type: none">被災した自動車を修理して使用する場合には、申請により、損害の程度(修繕費※)に応じて税額の1/2を限度に減免します。 <table border="1"><thead><tr><th>修繕費</th><th>軽減の割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>税額の4倍以上</td><td>4分の1</td></tr><tr><td>税額の5倍以上</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>税額の6倍以上</td><td>2分の1</td></tr></tbody></table> <p>*保険金又は損害賠償金等により補てんされる金額を除きます。 *災害がやんだ日から2か月以内の申請が必要です。</p>	修繕費	軽減の割合	税額の4倍以上	4分の1	税額の5倍以上	3分の1	税額の6倍以上	2分の1
修繕費	軽減の割合								
税額の4倍以上	4分の1								
税額の5倍以上	3分の1								
税額の6倍以上	2分の1								

	概要	提出書類																
個人 事業税	<p>・ 令和2年の所得金額が1,000万円以下の場合、申請により、資産の被害の程度（損害金額※）に応じて今年度の課税額から減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度 所得金額</th> <th>3/4 以上</th> <th>2/4 以上 3/4 未満</th> <th>1/4 以上 2/4 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険金又は損害賠償金等により補てんされる金額を除きます。</p>	被害の程度 所得金額	3/4 以上	2/4 以上 3/4 未満	1/4 以上 2/4 未満	500万円以下	100%	100%	50%	500万円超 750万円以下	100%	50%	25%	750万円超 1,000万円以下	50%	25%	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 罹災証明書等 ・ 被害額、保険金等を確認できる書類
被害の程度 所得金額	3/4 以上	2/4 以上 3/4 未満	1/4 以上 2/4 未満															
500万円以下	100%	100%	50%															
500万円超 750万円以下	100%	50%	25%															
750万円超 1,000万円以下	50%	25%	—															
不動産 取得税	<p>・ 災害があった日から原則3年以内に代替不動産を取得した場合、申請により、次のいずれか多い額を免除します。</p> <p>① 代替家屋の課税額 ÷ 代替家屋の床面積 × 旧家屋の未償却残存額割合 × 旧家屋の床面積</p> <p>② 旧家屋の固定資産評価額</p> <p>・ 不動産取得税の納期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、申請により、滅失又は損壊した部分に対する相当額を免除します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 罹災証明書 ・ 罹災した不動産の登記事項証明書 ・ 罹災した不動産の固定資産評価額証明書 																
産業 廃棄物税	<p>産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入であって次の要件を全て満たしている場合、特別徴収義務者の申告により、当該搬入に係る課税を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天災その他の災害で施設の取り壊し工事等により生じた産業廃棄物 ・ 排出事業者が焼却処理業者又は最終処分業者に直接、焼却処理又は埋立処分を委託する産業廃棄物（中間処理（焼却処理を含む。）後の産業廃棄物を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書又は取壊工事契約書 ・ 罹災した施設を取り壊したと分かる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し 																

●納税の猶予

財産の被災で、一時的に納税することが困難な方等は、申立てにより原則として1年以内（最長2年）に限り、納税が猶予される場合があります。

なお、猶予する税額が100万円を超える場合や猶予期間が3か月を超える場合は、原則として担保の提供が必要となります。

●問い合わせ先

- ・ 佐賀県税事務所：0952-30-3161、3162、3168
（管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡、三養基郡）
- ・ 唐津県税事務所：0955-73-1551、1553
（管轄区域：唐津市、東松浦郡）
- ・ 武雄県税事務所：0954-23-3103、3104
（管轄区域：武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡）